

## 2012年12月議会 反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2012/12/19

私は、日本共産党県議団として、提案されました35件の議案のうち、24件に賛成し、反対する11件のうちの主なものと、請願・陳情の委員会審査結果について反対するもののうちの主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第76号、「平成23年度県歳入歳出決算について認定を求める件」についてであります。

反対の理由の第1は、これまで県財政を圧迫してきた大型開発に相変わらずの事業費が費やされている点です。

人工島「マリンポートかごしま」の建設事業費に3500万円。島原・天草・長島架橋の建設促進費と基礎調査に計809万円、錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査の3年目で532万円が執行されています。また、過去の開発のつけとして、なかなか売却がすすまない鹿児島臨空団地を保有する県土地開発公社に対して、分譲単価を抑えるための金利の負担に7744万円が支出されています。

第2の理由は、大企業にやさしく県民に冷たい県政であるという点です。

鹿児島中央駅周辺再開発支援事業として、ふるさと融資として10億7200万円の無利子貸付がなされています。2011年第3回定例会で、この融資先の一つである南国殖産株式会社の労働者いじめの実態を告発しましたが、大企業には優しい県の姿勢を指摘します。

同様に、財団法人「メディポリス指宿医学研究財団」が「がん粒子線治療研究センター」で行う粒子線による乳がん治療研究を支援するとして、3億4900万円の支出、別途企業立地促進補助金として5億円の支出があります。もちろん、最先端の医療技術の研究・開発で救われる命があることを考えるとそのための支援は必要かと思いますが、粒子線の治療は、全額自己負担で300万円近くかかると言われます。財団には、国と県、指宿市で総額50億円を超える補助金や融資をつぎ込む一方で、治療を受ける患者に対しては、粒子線がん治療費利子補給事業として、治療費を金融機関から借り受けた場合の利子の一部の助成がなされますが、23年度は、実績は一人で、助成額は3万円です。もっと県民にやさしい県政を求めます。

第3の理由は、教育費の中に、道徳教育総合支援事業として2,680余万円が執行され、「心のノート」の該当学年の全児童生徒への配布など、国庫補助を使って、道徳教育が強められている点です。

第4の理由は、県職員の給与に関して、給与表のマイナス改定や期末・勤勉手当の支給率の引き下げ、財政難を理由にした8年連続の賃金カットが含まれている点であります。

これらの理由で、平成23年度県歳入歳出決算について、認定できないものであります。

次に、議案第94号「平成24年度県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正予算の中の、4 款衛生費 2 目医務費の救急医療対策費として計上されている場  
外離着陸場等基盤整備事業費補助 2 千万円に反対するものです。

これは、救急搬送用ヘリのヘリポートを徳之島町に整備するための補助費です。わが党は、  
離島における医療の地域格差の解消に役立つヘリポートの建設自体には賛成です。今回問題  
を指摘するのは、住民の大きな反対運動があるという点です。徳之島の住民でつくる徳之島  
町町民の会から、県議会へ陳情「ヘリポート建設場所が確定するまで県の補助金決定を待つ  
ていただくことを求める陳情書」が出されていました。住民は、ヘリポートをつくること  
には賛成ですが、町が示している場所と 6 千万円という多額の事業費について反対している  
ものです。その理由は、町が整備しようとしている場所では、徳之島で数少ない国定公園を破  
壊してしまう。島のもっとも東側で常に風が強く波が荒い場所である。海拔が 9 m と低く、  
津波災害時に破壊される可能性がある。小学校・保育所の近くである。侵入道路が曲がりく  
ねった一方通行であり、道路整備に多額の事業費が必要になるなどの理由からです。住民は、  
この間、町に説明会を求め、町民たちが適地だと考える場所の提案、場所の変更を求める住  
民集会の複数回の開催、2 回のデモ行進、場所変更を求める要望書の提出、町が予定してい  
る場所反対する 4 6 5 0 筆の署名の提出、町議会での論議、さらに、今回の整備の根拠とさ  
れた、2 0 0 7 年の自衛隊ヘリの墜落事故についても、検証をおこなってきました。委員長  
報告で触れられた町議会からの意見書は、採決の朝、議員の机上に突然配布されたもので、  
議場で反対する議員が 3 回抗議の発言がなされており、実質的に全会一致でなかったことは、  
議会の録画を見れば明らかであります。このように、今回の 2 千万円の補正予算は、住民の  
反対の声を押し切って徳之島町が整備するヘリポートについての補助であり、賛成できない  
ものであります。

次に、議案第 9 6 号「県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定の件」並びに  
議案第 9 7 号「県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制  
定の件」については、一括して反対理由を申し述べます。

議案第 9 6 号は、国家公務員退職手当法等の改正に準じ、県職員の退職手当の額を引き下  
げるものであります。本県で準じるとされている今回の国家公務員の退職手当法の改正は、  
退職手当を 4 0 0 万円以上も引き下げるという重大な問題であるにもかかわらず、衆議院の  
解散日の当日一日のみの審議で、議案の提案理由説明、質疑、採決を強行、その日のうちに  
参議院の採決までなされたもので、国会において十分な議論がなされずに強行採決された  
という問題点も指摘しておきます。そのうえで、本議案は、今年度退職者と 2 7 年 4 月以降の  
退職者と、4 0 0 万円もの減額が生じるという内容であり、県職員にとっては、人生設計そ  
のものが大きく変わってしまうほどの大打撃となるものです。官民の支給水準の均衡を図  
るとされますが、これらは民間労働者の退職給付の引き下げにつながってしまいます。

また、議案第 9 7 号は、2 0 0 6 年度に実施された給与構造「改革」という名の賃金引下  
げで生じる引き下げ分に対して、現給を保障していた経過措置を段階を設けて廃止するとい  
うものです。これは、実質的な賃金引下げであります。県職員の 4 人に 1 人が影響を受け  
ることになります。

いずれの議案も、官民の労働条件悪化の悪循環にさらに拍車をかけることになり、ひいては地域経済にマイナスの影響を与えることになることは明らかで、これらの議案には賛成できません。

次に、議案第102号「鹿児島県核燃料税条例制定の件」についてであります。

これは、川内原発原子炉に挿入される核燃料に課税される核燃料税について、現行の価格割に加えて熱出力に応じた出力割を設定するというものであります。もちろん、原発が存在し、使用済み核燃料が存在する限り、安全対策のための経費は生じますが、だからと言って、新たに出力に応じた課税を設けることは、県財政の原発依存の姿勢を強めることになってしまいます。県民の安心・安全のためにも川内原発1・2号機は廃炉に向けて進めるべきであり、県の財政上も原発依存の姿勢を改めるべきであります。よって本議案には反対であります。

次に、議案第108号「契約の締結について議決を求める件」についてであります。

これは、国道504号道路改築工事、北薩トンネル出水工区の設計変更に伴い、当初の契約金額4億475万円を、今回、52%増の6億7356万9千円に請負契約を変更しようとするものであります。

トンネル工事については、掘ってみないとわからないということで、過去にも20数%ほどの増額変更がありましたが、今回は、52%もの増額になります。しかし、私が問題視するのは、その比率ではありません。

この工事は、そもそも当初の入札において、63.19%という落札率であったことから、当然のごとく低入札価格調査が行われました。その結果、工法の工夫で、その価格でも適正な工事は可能であるとの判断で、契約が結ばれたものであります。

ところが、工事が進むにつれ、ヒ素を含有する掘削土砂量が増加し、当初予定していた8,000m<sup>3</sup>が実際は7万7千m<sup>3</sup>。また、湧水が多い場所で、当初で見込んでいた濁水処理も毎時150m<sup>3</sup>から毎時1300m<sup>3</sup>に増え、それに伴い、当初では予定されていなかった排水のヒ素を処理する施設の整備の追加や、完成後のトンネル排水低減のための対策工事の追加が行われるなど、多額の工事費の増になったものです。

私は、安全確保や環境保全のために必要な工事は万全を期して行うべきであり、当初で想定できなかったものについては、変更という形で対応せざるを得ないことは理解いたします。しかし、これらの事業費について、変更として当初の落札率で契約をするという点に疑問を持つものです。当初の工事が、何らかの原因で工期が延びたという変更であれば、当初の落札率での工事は可能だと考えますが、全く予定外の施設をつくったり、資材・設備が必要になったりという場合に、当初の低入札の落札率を掛けた金額で、適正な工事が可能であるのか大変心配するものです。低入札価格での工事請負契約締結に関しては、監督体制を強化するとして、品質の確保や安全対策の確保、下請け等へのしわ寄せ防止など、対策を講じるとされておりますが、今回のような追加の工事において、適正に予定価格が積算されているとすれば、その63.19%で、下請けにしわ寄せすることなく、労働者の労賃を適正に支払

ながら、可能であるかはなはだ疑問です。下請けや資材メーカーにしわ寄せがないように、月1回聞き取り調査を行うとありますが、たとえしわ寄せがあったとしても、事実を語れるはずがないことは、誰が考えても明らかであります。そのような恐れのある契約の締結は認められません。よって、議案第108号には反対するものです。

次に陳情第3023号「県営住宅希望ヶ丘団地の現地での建替えを求める陳情書」について、委員会審査結果では、「不採択」であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、県営住宅希望ヶ丘団地の住民から提出されており、老朽化した住宅の建て替え計画について、建て替えは現地で行い、希望者が継続して住み続けられるようにしてほしいという陳情であります。

希望ヶ丘団地は、現在46世帯が入居していますが、60歳以上の高齢者世帯が6割の27世帯、また、居住年数も40年以上住んでいる世帯が12世帯、30年から40年が11世帯、20年から30年が13世帯というように、長く住んでいる人たちが圧倒的多数です。

高齢者にとって、長年住み慣れたところを去り、新しい環境に適応することは困難です。東日本大震災でも、自宅を離れ、仮設住宅にはいった被災者を孤立させずに、新たなコミュニティをつくっていくのが重要な課題とされています。10月に開催された住民説明会でも、参加者は、現地での建替えを強く要望しています。

よって、本陳情は採択し、県に現地での建替えの検討を求めるべきであります。

次に、陳情第3025号「オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書」について、委員会審査結果では、継続審査であります。これは、採択すべきであることを主張いたします。

オール沖縄の反対の声を無視し、オスプレイが配備されました。11月8日付で、本県議会議長あてに、沖縄県議会議長から、「オスプレイの配備反対」あるいは「オスプレイに低空飛行訓練反対」に関する意見書の決議についてという依頼の文書が送られてきています。

その文面には、「配備初日から基地外の上空をヘリモードで飛行しているのが確認され、日米合意が遵守されていない運用が常態化しております。」「夜間飛行訓練が始まり、日米の騒音防止協定で飛行訓練が制限される午後10時以降の飛行や貨物の吊り下げ訓練等が本島のほぼ全域の住宅密集地の上空において実施され、県民の不安や反発はますます高まっております。」とあり、本県議会からの意見書提出を依頼したものです。本県においても、米軍は低トカラ列島から奄美群島にかけて「パープルルート」と名付けた低空飛行訓練ルートを明らかにしています。沖縄県外での低空飛行訓練が開始されることになれば、県民が危険にさらされることになります。

よって、本陳情は採択し、沖縄県議会とも連帯し、直ちに政府に「オスプレイ配備の撤回を求める意見書」を提出すべきであります。

最後に、陳情第5029号「生活保護基準の引き下げをしないことなど国に意見書提出を

求める陳情書」について、委員会審査結果では、一部の項目が不採択、一部継続審査であります。これは、全ての項目について採択すべきであることを主張いたします。

厚生労働省は、野田内閣がすすめた税と社会保障の一体改革の一環として生活保護基準額の引き下げへ向けた検討を本格化させ、社会保障審議会生活保護基準部会を開きました。

生活保護基準の引き下げは、受給者だけの問題ではなく、国民の暮らしを守る法律や制度と密接不可分の関係にあります。基準額の引き下げは、最低賃金アップにブレーキをかけ、さらに引き下げにもつながりかねません。住民税の非課税限度額とも連動しているため、基準額が下がれば、いままで無税だった低所得者の人にも税金がかかります。保育料、国民健康保険税、介護保険の負担も増加する人が生まれます。就学援助を打ち切られ、多くの子育て世帯を直撃します。

生活保護基準額引き下げは、2007年の自民・公明政権時にも狙われましたが、貧困拡大を許さない国民世論の広がりの中で実行を断念させました。当時、野党だった民主党は引き下げ反対を主張していましたが、その姿勢を投げ捨て自公政権でも実行できなかった引下げを進めようとしていたものです。

国民の命を守る支出である生活保護を「財政の重荷」扱いせずに、国民が安心して暮らせる社会保障の再生・充実こそ急がれています。また、国庫負担についても、生活保護制度は、憲法第25条が保障する生存権の最後の拠り所としての役割を果たしており、生活保護法第1条においても国の責務が明確に規定されていることから、その財源については、本来、国が全額を義務的に負担すべきものであります。

今回の総選挙によって民主党政権が倒れ、新たな政権が誕生するこの機会に、本陳情は採択し、新政権に対して、意見書を提出すべきであります。

以上で、討論を終わります。